

## 共同生活援助

### 1. 人員配置の基本

<管理者> 常勤であること、支障のない範囲で他の職務兼務可能、世話人・生活支援員・夜間支援員との兼務の可否?、就労Bなどの日中活動との兼務は?

<サービス管> 常勤性は不要、時間を分ければ他の職務も可能、世話人・生活支援員・夜間支援員との兼務の可否?、就労Bなどの日中活動との兼務は?

<生活支援員の必要数の計算方法> (障害支援区分ごとに常勤換算の数値が異なる)

- 区分6の前年度利用者数 (1日平均) ÷ 2.5
- 区分5の前年度利用者数 (1日平均) ÷ 4
- 区分4の前年度利用者数 (1日平均) ÷ 6
- 区分3の前年度利用者数 (1日平均) ÷ 9 . . . 以上の合計数  
. . . 例えば常勤時間数40時間の事業所の前年の利用者の実績が「区分6が3人、区分3が1人」であった場合の計算は「 $40\text{ 時間} \times (3 \div 2.5) + 40\text{ 時間} \times (1 \div 4) = 48 + 10 = 58\text{ 時間}$ 」となり、制生活支援員は週に58時間分の配置が必要になる。

<世話人の必要数の計算方法> (基本は「6:1」配置が原則)

- 前年度利用者数 (1日平均) ÷ 6  
但し、世話人の配置を「6:1」ではなく「5:1」や「4:1」にすると報酬単価アップする仕組みになっている。

### 2. 加算

① 夜間支援のキホン . . . 前年実績に基づき算定する(現在の人数とは関係ない)、四捨五入、夜勤の考え方、宿直の考え方、申請時に指定窓口で配置基準を確認せよ

② 夜間支援1・2・3 . . . 1型の休憩時間の取扱、夜勤、宿直、巡回、国保請求の実際、毎年4月の前年実績の集計と変更届、支援記録、個別支援計画、世話人と生活支援員の配分、夜間支援員としての雇用契約・勤務記録、管理者の兼務と勤務時間管理、サービス管の兼務と勤務時間管理

③ 夜間支援4・5・6 . . . 1型の支援員が1名のみ(しかも巡回なし)の場合に適用 . . . 4型(夜勤の就寝後から起床まで全時間・7時間以上・巡回)、5型(夜勤・22:00~5:00に2時間以上巡回)、6型(宿直・1回以上巡回&緊急時連絡対応)

④ 重度者支援加算・1型(区分6などの重度) . . . 要件3つ全て満たすこと

- ・ 生活支援員を余分に配置(0.1以上)、
- ・ サービス管が生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「実践」研修(or 行動援護従業者養成研修 or 喀痰吸引研修2号以上→1号ok)が1名、
- ・ 生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「基礎」研修(or 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程 or 行動援護従業者養成研修 or 喀痰吸引研修3号以上→2号や1号もok)が20%以上 . . . (経過措置あり?誓約書?10%?→実人数・常勤換算ではない/例:1.3名→2名)

⑤ 重度者支援加算・2型(区分4以上かつ区分認定調査の行動関連10点以上) . . . 要件3つ全て満たすこと

- ・ 生活支援員を余分に配置(0.1以上)、
- ・ サービス管が生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「実践」研修(or 行動援護従業者養成研修)が1名 . . . さらに「支援計画シート作成も必要(by 強度行動障害者支援者養成研修「実践」研修修了者 or 行動援護従業者養成研修修了者)」
- ・ 生活支援員のうち強度行動障害者支援者養成研修「基礎」研修(or 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程 or 行動援護従業者養成研修が20%以上 . . . (経過措置あり?誓約書?10%?→実人数・常勤換算ではない/例:1.3名→2名)

⑥ 「体験利用」での強度行動の加算

⑦ 医療的ケア加算 . . . 看護師を配置・常勤換算1.0以上、医ケアのスコア表

⑧ 視覚聴覚

⑨ 看護職員配置

⑩ 夜間職員加配 . . . 日中サービス支援型

⑪ 日中支援加算 . . . 外出困難者、日中サービス支給決定有るが心身の状況により日中利用が出来ない、などのケース

⑫ 自立生活援助

⑬ 帰宅時&長期帰宅時 . . . 個別支援計画に明記、支援記録、算定回数・期間の制限(国保請求時に注意)

⑭ 入院時&長期入院時 . . . 個別支援計画に明記、支援記録、算定回数・期間の制限(国保請求時に注意)

⑮ 地域生活移行個別支援特別

⑯ 精神障害者地域移行特別

⑰ 強度行動障害者地域移行

⑱ 医療連携

⑲ 通勤者生活支援

### 3. 減算

大規模住居減算 . . . 8人以上: 5%減算 . . . 等々

### 4. その他

① 既存住居の特例?大阪府? . . . 用途は、本来は「寄宿舎」であることが必要なところ、「居宅」でOK